

理由書

本理由書は、行田都市計画道路の変更（3・4・9 田幡堀之内線）についての理由を示したものです。

I. 行田都市計画区域における位置等

本区域は、埼玉県の北部、都心から約60km圏内に位置し、ほぼ全域が関東平野の平坦な地形となっています。鉄道は、南西部にJR高崎線が通り、ほぼ中央部には秩父鉄道が連絡しています。また、道路は、一般国道17号、一般国道17号熊谷バイパス、一般国道125号、一般国道125号行田バイパスなどの広域幹線道路により、道路網の骨格が形成されています。こうした広域交流のポテンシャルや地域特性を活かしながら、魅力と活力のある都市づくりを目指しています。

今回変更する3・4・9 田幡堀之内線は、3・5・10 国道125号線と3・4・3 南大通線の2路線を繋ぐ、南北方向の幹線道路として決定されている路線です。

II. 変更の必要性

長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路の中には、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている路線も存在します。こうした路線については、その必要性などを現時点で再検証し、見直すべき路線については適切に見直す必要があります。

のことから、行田都市計画区域内において、長期未整備都市計画道路を再検証した結果、以下の道路について変更するものです。

3・4・9 田幡堀之内線は、並行する3・4・8 古代蓮の里通線などの周辺道路の整備が進んだことにより、これらの道路が交通機能を果たすことから廃止します。

III. 変更の内容

名 称	幅員	車線数	延 長	内 容
3・4・9 田幡堀之内線	16m	—	1,040m	・全線廃止

IV. 関連する都市計画

なし